

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所海外拠点 専門委員会規程

〔平成22年 2月12日〕
規 則 第 31 号

改正 平成25年10月10日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 8号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第9条の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に海外拠点専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「関連研究者」とは、東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。
- (2) 「海外拠点」とは国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第6条別表に定める研究所の拠点をいう。

(目的)

第3条 委員会は、研究所の海外拠点における共同利用・共同研究に関して所長が必要と認める事項について、所長の諮問に応ずる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長が指名する研究所教員
- (2) 関連研究者
- (3) その他所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員の中から、互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、副委員長を指名する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会において審議された重要な事項は、これを研究所教授会に報告しなければならない。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、研究所の教授会の議を経なければならない。

(細目)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。